解散公告

当社は、平成三十年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十五日

福岡県大野城市南ケ丘四丁目四番三〇号

株式会社タカキ仏工社

代表清算人　高木　正徳

解散公告

当社は、平成三十年四月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十五日

熊本県上益城郡嘉島町大字上島二〇七七番地の一

有限会社オガタ電化センター

清算人　緒方　照男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十五日

熊本県八代市島田町八六三番地の一

有限会社有馬工業

清算人　有馬　徹三

解散公告

当社は、平成三十年三月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十五日

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓一一七九―一

有限会社湯田工務店

清算人　湯田　光生

解散公告（第一回）

当組合は、平成三十年四月五日岐阜県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十五日

岐阜県山県市大門九三四番地の二

大門生産森林組合

清算人　川島　利夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年十二月四日開催の評議員会及び理事会の決議並びに愛知県知事の認可により平成三十年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十五日

愛知県北設楽郡東栄町大字三輪字上栗五番地

社会医療法人財団せせらぎ会

清算人　鈴木　義治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、平成三十年三月十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十五日

兵庫県西宮市北名次町一一番一五号

医療法人社団中林医院

清算人　中林　晟

解散公告（第一回）

当法人は、平成三十年四月三十日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十五日

北九州市八幡西区大平二丁目七番三号

医療法人三浦整形外科内科クリニック

清算人　三浦　良史

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十五日

埼玉県所沢市東狭山ヶ丘四丁目二六七五の一一

医療法人若狭会

清算人　澤田　貴史

解散公告（第二回）

当組合は、平成三十年五月十一日門真市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十五日

大阪府門真市末広町四三番一号

門真市中町土地区画整理組合

代表清算人　川村　光壽

解散公告（第二回）

当法人は、平成三十年三月三十一日理事三分の二以上の同意及び評議員会の議決により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十五日

佐賀県杵島郡大町町大字福母二一一六番地

学校法人慈雲学園

清算人　吉田　興禪

解散公告（第三回）

当法人は、平成三十年三月二十九日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十五日

高知市東石立町四八番地一二

医療法人尾碕会

清算人の住所　東京都世田谷区桜丘三丁目一〇番一二号

清算人　尾碕　卓司

解散公告（第三回）

当法人は、平成三十年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十五日

福岡県三潴郡大木町大字上八院一六三七番地

農事組合法人大木培養センター

清算人　池末　一文

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十月十三日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十五日

長崎県長崎市城山町三一番一四号

医療法人さとみ小児科医院

清算人　里見　公義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市手稲区手稲本町五条一丁目六番、最後の住所札幌市手稲区手稲本町五条一丁目六番一七号　被相続人　亡　米谷　智雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日

事務所札幌市中央区大通西一一丁目第2大通藤井ビル三階　中原法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中原　猛